

茨木市運送業事業者支援給付金



R4.11

1. 対象となる事業者（1～5全てに該当する方）

1. 令和4年10月1日時点で市内に営業所を置き、貨物自動車運送事業または旅客自動車運送事業を営む中小企業（みなし大企業をのぞく）・個人事業主。

（運送業の許可または届出を行っていること）

2. 申請時点において営業の実態があり、この給付金の交付後も事業を継続すること。
3. 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと
4. 市税を滞納していないこと、又は滞納解消に取り組んでいること
5. 暴力団の統制下にある事業者ではないこと

※ 以下の茨木市の給付金を受ける場合は対象になりません！

- 公共交通事業継続支援給付金
- 障害福祉サービス事業所原油価格・物価高騰対応給付金
- 介護サービス事業所原油価格・物価高騰対応給付金
- 放課後等デイサービス事業所原油価格・物価高騰対応給付金
- 医療機関物価高騰等支援給付金
- 教育・保育施設等物価高騰等給付金

2. 給付内容

令和4年10月1日時点で、茨木市内の営業所に保有する運送事業用車両の台数に

下表の区分に応じた金額を乗じた金額。

ただし、1事業者あたり最大30万円

道路運送業の事業用車両
(緑または黒ナンバー)に限ります。

貨物運送業	旅客運送業	給付額/台
貨物運送用トラック	乗車定員11人以上の車両	3万円
貨物運送用のバン、ワゴン、 普通自動車、軽自動車、二輪自動車	乗車定員10人以下の車両	1万円

3. 申請に必要な書類

- ① 申請書兼請求書（ホームページからダウンロード）
- ② 誓約書（2種類）（ホームページからダウンロード）
- ③ 明細書（ホームページからダウンロード）
- ④ 運送業の許可書または届出書の写し
- ⑤ 対象となる車両（すべて）の車検証の写し
- ⑥ 給付金の振込口座がわかる書類

振込口座は、申請者名義の口座をお願いします。

（通帳のコピーなど「銀行名」「支店名」「口座種別」、「口座番号」「口座名義」わかるもの）

- ⑦ 本人確認書類（個人事業主のみ）

※一期目の確定申告が完了していない事業者については上記に加えて、開業届（法人の場合は法人設立届出書）の写しを提出してください。

4. 申請の方法

- 郵送（あて先は下記）

- ・レターパックなど配達状況を確認できる方法をお勧めします。
- ・書類のダウンロードが困難な場合は、市役所南館1階で申請書類を配布します。

- 窓口（市役所南館1階 通信情報コーナー）

※ 申請は1事業者につき1回のみです。

該当車両が複数ある場合は、まとめて申請してください。

※ 感染拡大防止のため、可能な限り郵送申請にご協力ください。

※ 提出いただいた書類は返却できません。

※ 申請書類は、市で厳正に審査・調査を行います。

※ 申請書類に虚偽が認められた場合、給付金の交付後であっても、返還を求めます。

【申請期間】

令和4年11月16日（水）～令和5年2月24日（金）まで

5. 問い合わせ（書類郵送先）

茨木市 産業環境部 商工労政課 運送業事業者支援給付金担当（南館1階特設会場）

【住所】〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

【電話】072-647-2914

（平日 午前8時45分～午後5時15分）

【FAX】072-627-0289 ※FAXでの申請は受付けていません

